

1 国や東京都のがん対策に関する施策

1 がん対策基本法 第14条 がん検診の質の向上等

国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施～その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずる

2 がん対策推進基本計画（第4期）（令和5年度～令和10年度）第2 分野別施策と個別目標

◆科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実（がん罹患率・がん死亡率の減少）

(2)がんの2次予防（対策型がん検診：健康増進法に基づく市町村事業）

- ・がん検診の受診率向上
- ・がん検診の精密検査受診率の向上（検診精度・発見率の向上と不利益の低減）
- ・国の指針に基づくがん検診の実施

3 東京都がん対策推進計画（第三次改定）（令和6年度～令和11年度）第4章 分野別施策

◆がんの早期発見（がんの2次予防）に向けた取組の推進

・科学的根拠に基づくがん検診の実施及び質の向上に関する取組の推進

地方公共団体が実施するがん検診は、一定の集団を対象として、がんに罹患している疑いのある者や、がんに罹患している者を早期に発見し、必要かつ適切な診療につなげることにより、がんの死亡率の減少を目指すもの（対策型がん検診）

2 調布市のがん対策に関する施策

1 調布市がん対策の推進に関する条例 第11条「がんの早期発見のための取組」

市は、がんの早期発見に資するため、がん検診の質の向上を図るとともに受診率の向上に努めるほか、必要な取組を実施するものとする

2 調布市総合計画（令和5年度～令和12年度）第3編 施策11「生涯を通じた健康づくり」施策11-2「疾病の早期発見・早期治療体制・重症化予防の充実」・調布市がん対策の推進に関する条例に基づく総合的ながん対策の推進

調布市がん対策の推進に関する条例に基づき、各種がん検診受診率及び精密検査受診率の向上に向け、様々な媒体を活用した啓発や、がん患者とその家族に対する相談・支援体制の整備など、調布市医師会等との連携や、協定締結企業が有するノウハウ等を活用することにより、がん対策を総合的に推進するとともに、関係機関と連携し、検診を受診しやすい環境整備を進める

まちづくり指標	基準値	目標値
定期的にがん検診を受けている人の割合	47.1%（令和4年度）	55.0%（令和8年度）

調布市基本計画（令和5年度～令和8年度）重点3「総合的ながん対策の推進」

がんの早期発見、早期治療を促すことにより、がんによる死亡者数の減少等を図るため、がん検診を充実するとともに、がんに関する相談・支援体制を整備する

3 調布市みんなの健康・食育プラン（第4次）（令和6年度～令和12年度）基本目標2「健康づくりのための環境整備」

基本施策1「総合的ながん対策の推進」

【施策の方向】がんの早期発見・早期治療に向けて、関係機関と協議しながらがん検診の実施体制の見直しを行う

3 調布市のがん検診の課題

1 国の指針に沿っていないがん検診の実施 →市が実施する「がん検診」は、対象年齢や実施間隔等が国の指針に基づいていない検診がある

2 受診率及び精密検査受診率が低いがん検診がある →5がんの検診受診率は「胃がん検診」や「大腸がん検診」を除き、全体的に受診率が低い傾向

【参考：令和5年度の受診率】

胃がん検診：26市中1位（都内49自治体中8位）、大腸がん：26市中11位（都内49自治体中24位）

子宮頸がん検診：26市中17位（都内49自治体中39位）、乳がん・肺がん検診：都内最下位

3 煩雑でわかりづらいがん検診制度 →がん検診の種類や年齢によって勧奨方法・申し込み方法・受診時期等が異なる



4 調布市がん検診体制あり方検討会の設置

科学的根拠に基づく効果的な検診の実施とその体制の安定的な運営を目指して、専門的知見を踏まえた検討を実施するため、学識経験者や医師会で構成する検討会として令和5年度に「がん検診体制のあり方検討会」を設置

約2年間、計10回の協議・検討を経て、令和7年1月、市に「調布市のがん検診体制のあり方に関する提言」を提出

5 調布市がん検診体制あり方検討会からの提言書

提言①

■科学的根拠に基づいた検診の実施

- ・国の指針外である検診(前立腺がん検診や胃がんリスク検査、30代の胃がん検診・大腸がん検診)の廃止を含めた制度の見直しを早急に検討すべき
- ・市民や医療機関に対し、対策型がん検診の目的や国の指針について周知を図るべき

提言②

■受診率向上と利便性の高い体制構築

- ・特に受診率が低い肺がん、乳がん、子宮頸がん検診の受診率向上策を検討すべき
- ・結核検診で撮影した胸部X線を利用した肺がん検診体制の構築を検討すべき
- ・受診時期を市民が選択できる申込み制検診を主体とした体制の構築を検討すべき

提言③

■精密検査受診率の向上

- ・検診票や検診の流れを見直し、精密検査の必要性について市民が十分に理解した上で同意を得るように努めるべき
- ・市民に対し、検診受診時や受診券送付時などあらゆる機会を通じて精密検査の重要性を周知すべき

提言④

■安全で効率的な検診の実施

- ・胃バリウム検査の検診間隔2年毎にするなど、X線照射による不利益を最小限に抑制すべき
- ・内視鏡検査の上限年齢を引き上げ、より安全に検診が実施できるように検討すべき
- ・子宮頸がん検診において、国の指針に示されているHPV単独法の実施に向けた検討を進めるべき

提言⑤

■有効ながん検診の適正な実施

- ・医療機関等と連携し、継続的に科学的根拠に基づいた検診が適正に実施されているか、精度管理が徹底されているかを確認すべき

6 市のがん検診における目標の達成に向けて

がんによる早すぎる死を予防するために

科学的根拠に基づく
がん検診の実施

受診率の向上と
受診しやすい環境整備の推進

精密検査受診率の向上と
精度管理の徹底

がんの早期発見・早期治療
につながる安全で効果的な
検診の実施

がん検診実施体制の安定的な運営